

だい じ こう か し た ぶ ん か きょうせいすいしんけいかく
第2次甲賀市多文化共生推進計画

れいわ ねん (2020年) 5月
令和2年(2020年)5月

こう か し
甲 賀 市

目次

序章 総論

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の進捗管理	2

第1章 甲賀市の多文化共生の現状と課題

1	甲賀市の外国人人口の状況	3
2	甲賀市のこれまでの取り組みから見える課題	9
3	甲賀市市政に関する意識調査から見える課題	12

第2章 基本理念と目標

1	基本理念	15
2	本計画のテーマ	15
3	計画の体系	16
4	基本目標と取り組み内容	17

資料編

1	甲賀市多文化共生推進委員会名簿（令和元年度）	29
2	甲賀市多文化共生推進庁内チーム委員（令和元年度）	30
3	関係団体一覧	31

1 計画の趣旨

社会・経済のグローバル化、少子高齢化や人口減少など社会環境が激しく変動する中で、日本に暮らす外国人は現在280万人を超え、過去最多となっています。製造品出荷額県内12年連続第1位を誇り、高度な技術のものづくり企業が集まる甲賀市においては、ベトナムやインドネシアなど東南アジア地域からの技能実習生等が増加しており、本市に在住する外国人は令和元年（2019年）10月に3,600人を超えました。近年の永住・定住の傾向の高まりを鑑みると、外国人を一時的な滞在者としてではなく、従来の外国人支援の視点を超えて、地域における生活者として認識する視点が必要であり、今後は、国籍に関わらず甲賀市で生活する誰もが将来に希望を持つことができるまちづくりを行う必要があります。

国においては、「外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を促進する。」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）」2018年12月）との認識のもと、平成31年（2019年）4月から新たな外国人材受入のための在留資格（特定技能）（注1）が創設され、また、同年6月には外国人が日常生活及び社会生活を日本人と共に円滑に営むことができる環境の整備に資することを目的に、「日本語教育の推進に関する法律」（注2）が公布、施行されました。このように、外国人を取り巻く社会情勢は大きく変化してきており、今後も更なる多国籍化の進展や、言語や文化、習慣などが異なる様々な外国人市民の滞在の長期化・定住化が進むものと考えられます。

甲賀市においては、平成22年度（2010年度）に「甲賀市国際化推進計画」を策定し、平成27年（2015年）には、国際化推進計画をより実効性の高いものとするため「甲賀市多文化共生推進計画」へと改定して様々な取り組みを行ってきました。その計画も令和元年度をもって最終年度を迎えることから、多文化共生社会の実現と併せ、今後、本市が外国人にとって住み続けたいまちとなるために、より実情にあった計画へと見直しを行います。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第2次甲賀市総合計画」に基づく計画であり、平成18年（2006年）に総務省が示した「地域における多文化共生推進プランについて」及び平成27年（2015年）に滋賀県が示した「滋賀県多文化共生推進プラン（改定版）」の方向性を踏まえて策定します。また、外国人市民が地域の担い手となり、甲賀市の一員として共にまちづくりを進めていく観点から、行政や市民、各種団体等の各主体が取り組む方向性を示す指針としての位置づけを有します。

3 計画の期間

本計画は、第2次甲賀市総合計画の計画期間と合わせ、令和2年度(2020年度)から令和10年度(2028年度)までの9年間を計画期間としますが、期間内であっても必要に応じて見直しを行い、社会情勢の変化や制度の変更に柔軟に対応します。

4 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、毎年度2回から3回、甲賀市多文化共生推進委員会と庁内多文化共生推進チームとの合同会議を開催し、各所管課から取り組み内容についてその進捗状況の報告を行うこととします。

(注1) 特定技能

一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的として創設された新たな在留資格。一定の技能を要する業務に従事する「特定技能1号」と、同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する「特定技能2号」の2つに分類される。「特定技能2号」は要件を満たせば家族の帯同も認められることから、外国人人口の増加に繋がるものと考えられる。

(注2) 日本語教育の推進に関する法律

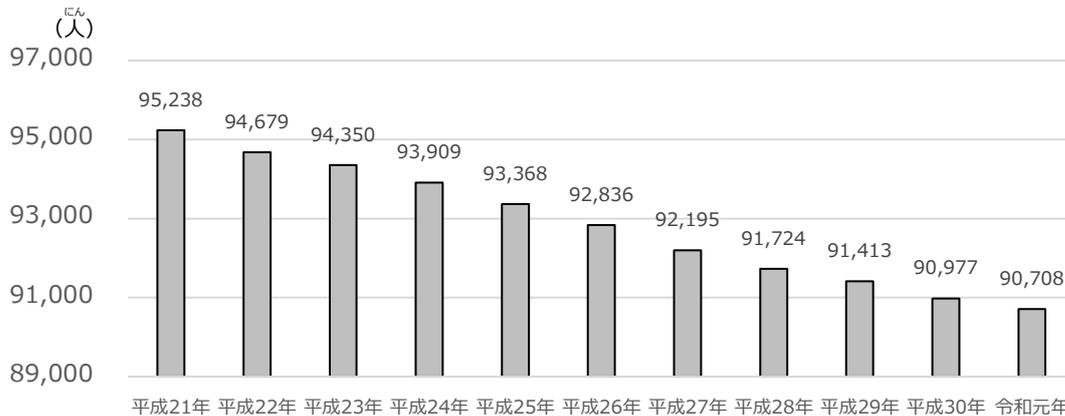
令和元年6月28日公布・施行。外国人の児童生徒や留学生、就労者に対し、日本語教育を受ける機会を最大限確保すること、日本語教育の水準の維持向上に努めることなどを基本理念とし、国や地方公共団体には日本語教育の推進に関して、地域の状況に応じた施策の策定及び実行する責務があると定めている。

第1章 甲賀市の多文化共生の現状と課題

1 甲賀市の外国人人口の状況

令和元年（2019年）12月末現在の甲賀市の総人口は90,708人で、このうち外国人は3,656人と約4.0%を占めています。人口減少が進行する一方で外国人人口は増加傾向にあり、過去5年間の推移をみると、平成26年（2014年）12月末の2,553人から約1,100人の増加がみられました。今後も、国による受け入れの推進や企業における外国人人材への需要の拡大により、外国人人口は増加していくものと予想されます。

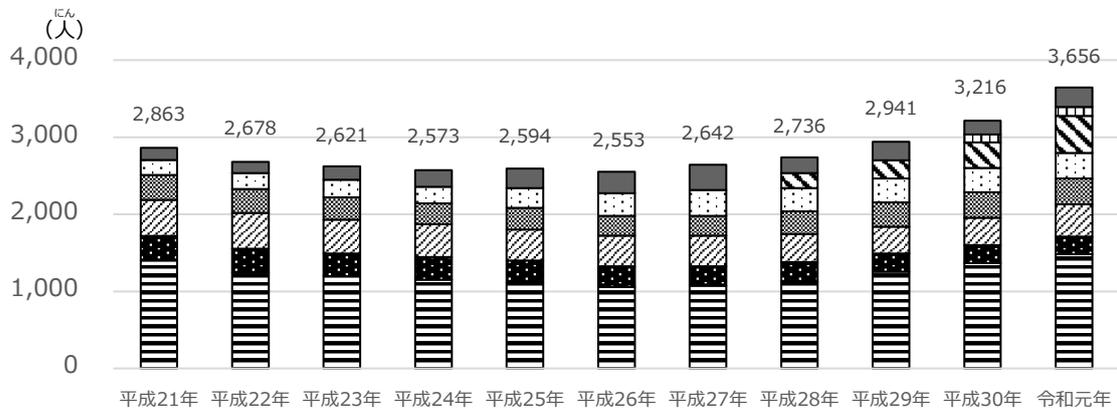
＜甲賀市人口の推移＞



資料：住民基本台帳、各年12月末

※住民基本台帳法の改正及び外国人登録制度の廃止により、平成23年以前は住民基本台帳と外国人登録数。

＜国籍別 人口推移＞



■ ブラジル ■ 韓国・朝鮮 ■ 中国 ■ ペルー □ フィリピン ■ ベトナム □ インドネシア ■ その他

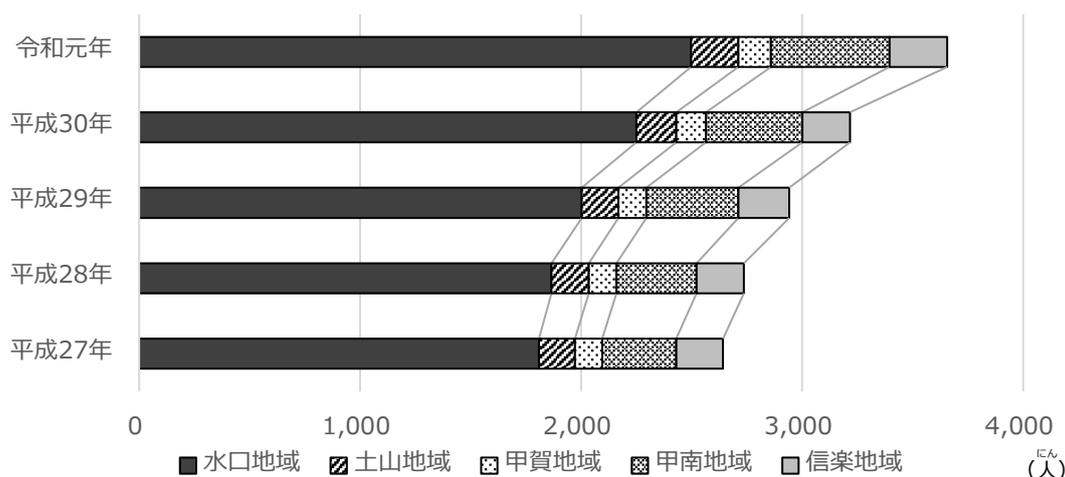
(人)

	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
ブラジル	1,401	1,245	1,198	1,152	1,112	1,055	1,073	1,128	1,254	1,365	1470
韓国・朝鮮	316	310	294	292	287	270	253	252	239	234	222
中国	470	461	437	429	404	397	399	365	348	358	423
ペルー	323	310	292	269	281	257	256	292	313	331	338
フィリピン	194	208	227	213	256	293	333	305	309	315	354
ベトナム								192	236	331	492
インドネシア										101	116
その他	159	144	173	218	254	281	328	202	242	181	241
合計	2,863	2,678	2,621	2,573	2,594	2,553	2,642	2,736	2,941	3,216	3656

資料：住民基本台帳、各年12月末

※住民基本台帳法の改正及び外国人登録制度の廃止により、平成23年以前は住民基本台帳と外国人登録数。

<居住地別 人口推移>

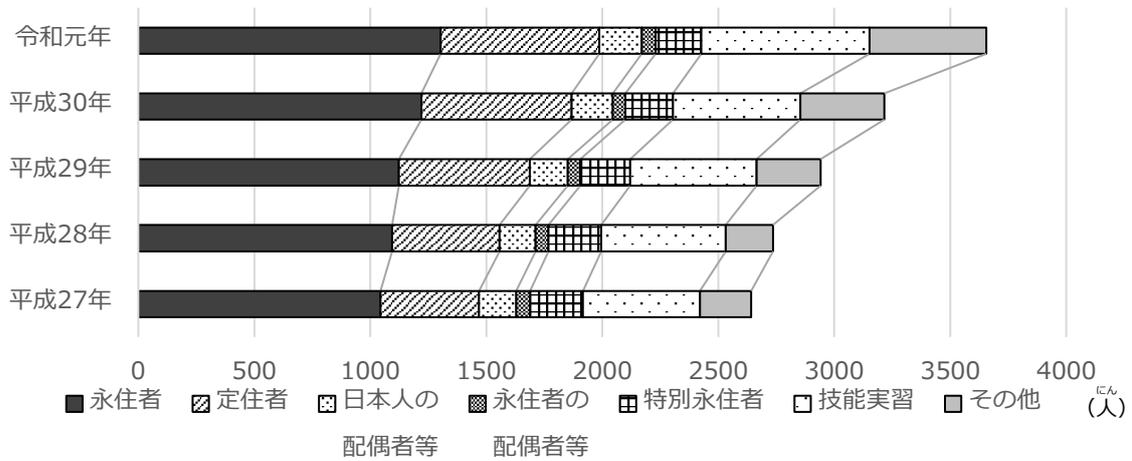


(人)

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
水口地域	1,809	1,866	2,002	2,250	2,497
土山地域	163	169	166	180	214
甲賀地域	123	124	127	134	148
甲南地域	335	363	416	437	536
信楽地域	212	214	230	215	261
計	2,642	2,736	2,941	3,216	3,656

資料：住民基本台帳、各年12月末

ざいりゅうしかくべつ じんこうすいい
 <在留資格別 人口推移>



(人)

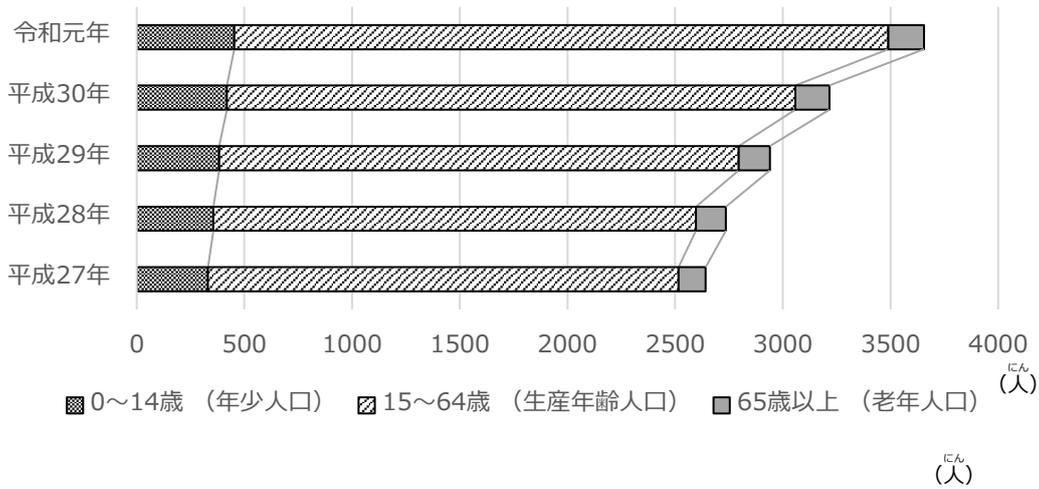
	永住者	定住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	特別永住者	技能実習	その他
令和元年	1,303	684	183	60	197	725	504
平成30年	1,221	647	178	54	205	549	362
平成29年	1,123	565	163	55	215	545	275
平成28年	1,094	463	156	55	228	536	204
平成27年	1,044	425	160	60	228	504	221

資料：住民基本台帳、各年12月末

ざいりゅうしかく せつめい
 ※在留資格の説明

在留資格	身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者。 (入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間 (5年を超えない範囲)
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として日本で出生しその後引き続き日本に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び日本で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
特別永住者	終戦後も引き続き日本に居住している台湾、朝鮮半島出身者及びその子孫	台湾、朝鮮半島出身者及びその子孫	無期限
技能実習	技能実習法上の認定を受けた技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する者	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間

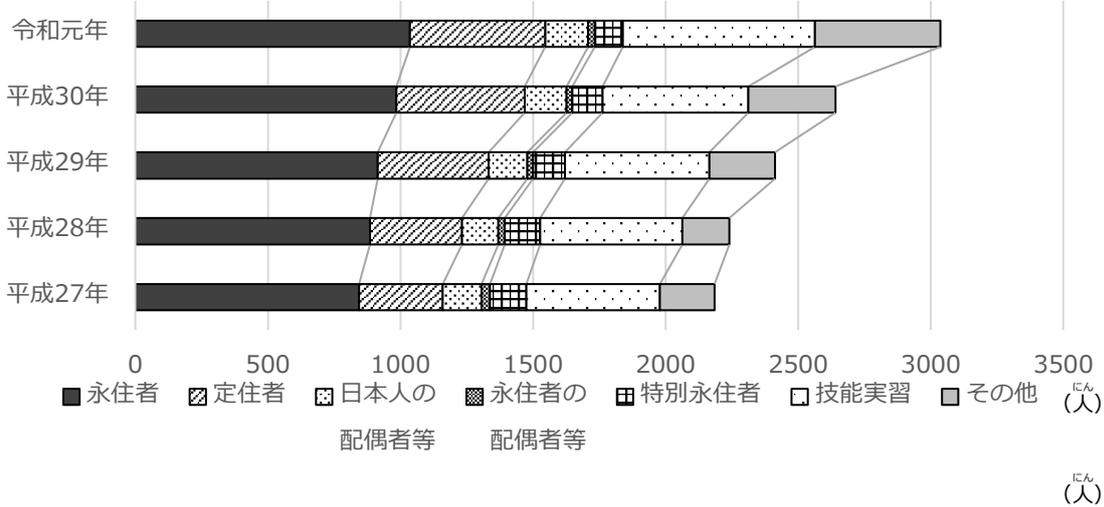
ねんれいべつ じんこうすい
 <年齢別 人口推移>



	総数	0～14歳 (年少人口)	15～64歳 (生産年齢人口)	65歳以上 (老年人口)
令和元年	3,656	453	3,037	166
平成30年	3,216	418	2,641	157
平成29年	2,941	383	2,413	145
平成28年	2,736	356	2,241	139
平成27年	2,642	331	2,185	126

しりょう じゅうみんきほんだいちょう かくとし がつまつ
 資料：住民基本台帳、各年12月末

ざいりゅうしかくべつ せいさんねんれいじんこうすい
 <在留資格別 生産年齢人口推移>



	永住者	定住者	日本人の 配偶者等	永住者の 配偶者等	特別永住者	技能実習	その他
令和元年	1,036	510	162	25	106	725	473
平成30年	985	484	157	23	114	549	329
平成29年	914	419	145	22	120	545	248
平成28年	885	347	137	25	133	536	178
平成27年	844	316	146	32	137	504	206

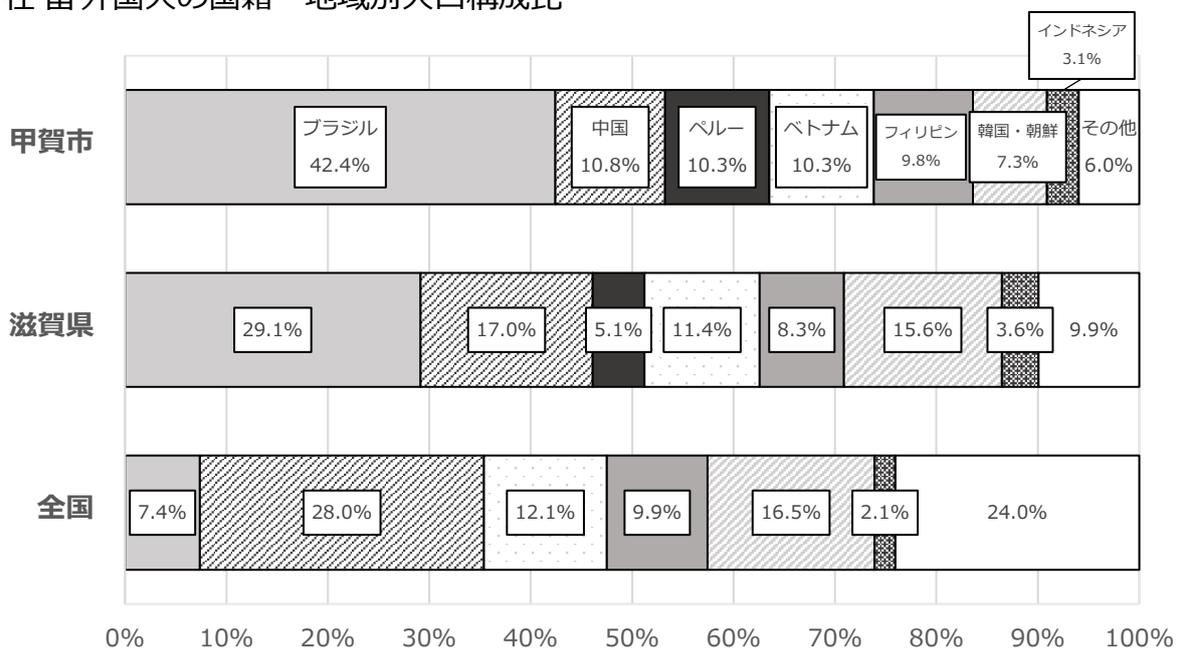
しりょう じゅうみんきほんだいちょう かくとし がつまつ
 資料：住民基本台帳、各年12月末

さんこう ぜんこく しがけん がいこくじん じょうきょう
 (参考) 全国・滋賀県の外国人の状況

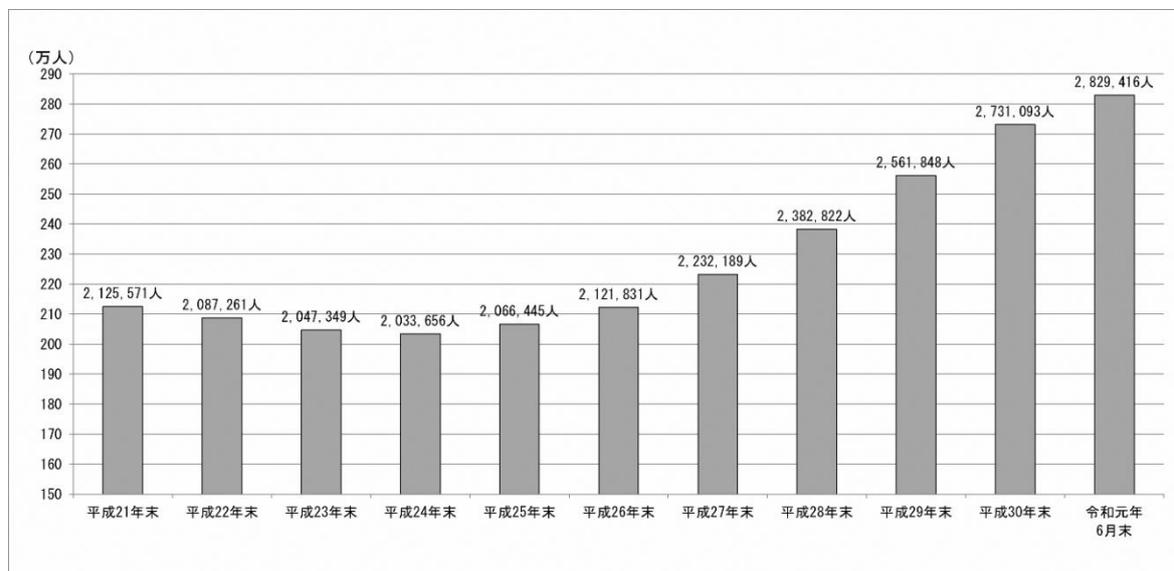
れいわがねん ねん がつまつげんざい にほん ざいりゅうがいこくじんすう まん にん こくせき ちいきべつ
 令和元年（2019年）6月末現在における日本の在留外国人数は282万9,416人で、国籍・地域別にみると中国が28.0%で最も多く、次いで韓国・朝鮮が16.5%となっています。

いっぽう しがけん にん がいこくじん ぶらじる もっと おお つ ちゅうごく
 一方、滋賀県では29,263人の外国人のうち、ブラジルが29.1%で最も多く、次いで中国が17.0%となっています。甲賀市では、3,216人のうちブラジルが42.4%と半数近くを占め、中国10.8%、ペルー10.3%、ベトナム10.3%の順となっています。

ざいりゅうがいこくじん こくせき ちいきべつじんこうこうせいひ
 ◆ 在留外国人の国籍・地域別人口構成比



ざいりゅうがいこくじんすう すいひ ぜんこく
 ◆ 在留外国人数の推移（全国）



し が け ん こくせきべつがいこくじん すい い
◆滋賀県の国籍別外国人の推移

にん
(人)

国籍	年	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
ブラジル		7,215	7,173	7,553	7,934	8,525
中国		4,737	4,515	4,555	4,701	4,967
韓国・朝鮮		4,982	4,802	4,654	4,567	4,553
ベトナム		635	913	1,400	2,106	3,325
フィリピン		2,053	2,204	2,246	2,294	2,428
ペルー		1,477	1,468	1,485	1,484	1,497
インドネシア		404	539	732	816	1,060
その他		2,052	2,219	2,415	2,631	2,908
総数		23,555	23,833	25,040	26,533	29,263

しりょう し が け ん とうけい かくとし がつまつげんざい
資料：滋賀県統計、各年12月末現在

し が け ん ざいりゅうしかくべつがいこくじんじんこうおよ こうせいひ
◆滋賀県の在留資格別外国人人口及び構成比

		総数	永住者	定住者	日本人の 配偶者等	永住者の 配偶者等	特別永住者	技能実習	留学	その他
平成30年 (2018年)	人	29,257	9,000	4,644	1,886	423	3,884	4,899	1,238	3,283
	%	100.0	30.8	15.9	6.4	1.4	13.3	16.7	4.2	11.2
平成29年 (2017年)	人	26,528	8,620	4,204	1,793	372	3,961	4,157	1,101	2,320
	%	100.0	32.5	15.8	6.8	1.4	14.9	15.7	4.2	8.7
平成28年 (2016年)	人	25,044	8,429	3,943	1,812	336	4,084	3,731	914	1,795
	%	100.0	33.7	15.7	7.2	1.3	16.3	14.9	3.6	7.2

しりょう し が け ん とうけい かくとし がつまつげんざい
資料：滋賀県統計、各年12月末現在

し が け ん ざいりゅうしかくべつ こくせき ちいきべつがいこくじんじんこうおよ こうせいひ
◆滋賀県の在留資格別／国籍・地域別外国人人口及び構成比

		総数	永住者	定住者	日本人の 配偶者等	永住者の 配偶者等	特別永住者	技能実習	留学	その他
ブラジル	人	9,029	4,686	3,243	896	184	4	0	0	16
	%	100.0	51.9	35.9	9.9	2.0	0.0	0.0	0.0	0.2
中国	人	5,119	1,620	91	248	62	1	1,520	751	826
	%	100.0	31.6	1.8	4.8	1.2	0.0	29.7	14.7	16.1
韓国・朝鮮	人	4,278	358	32	79	13	3,576	0	85	135
	%	100.0	8.4	0.7	1.8	0.3	83.6	0.0	2.0	3.2
ベトナム	人	3,328	88	13	43	6	0	1,920	71	1,187
	%	100.0	2.6	0.4	1.3	0.2	0.0	57.7	2.1	35.7
フィリピン	人	2,457	1,159	518	269	75	0	324	11	101
	%	100.0	47.2	21.1	10.9	3.1	0.0	13.2	0.4	4.1

しりょう ほうむしりょう ざいりゅうがいこくじんとうけい へいせい ねん がつまつげんざい
資料：法務省「在留外国人統計」、平成30年12月末現在

2 甲賀市のこれまでの取り組みから見える課題

へいせい ねん ねん さくてい ぜんけいかく い か きほんもくひょう ほしら かか
 平成27年（2015年）に策定した前計画では、以下のとおり 5 つの基本目標の柱を掲げており、
 じつげん む ぐたいてき しさく すず とく み かだい つぎ
 その実現に向けて具体的な施策を進めてきました。その取り組みから見えてきた課題は次のとおり
 となります。

もくひょう じょうほう だれ じょうほう とど 目標 1 ことばと情報 ～どこでも誰にでも情報が届くまちづくり～

じゅうてんき とく 【重点的な取り組み】

- がいこくじん そうごうまどぐち かいせつ
 ・外国人のための総合窓口の開設
- がいこくじんたいおう しょくいん じんざいいくせい
 ・外国人対応ができる職員の人材育成

ひょうか かだい <評価・課題>

がいこくじん こくせき しゅつしんちいき しょうげんご たようか ふ そうだんたいせいじゅうじつ つうやくき
 外国人の国籍・出身地域や使用言語の多様化を踏まえ、相談体制充実のために A I 通訳機
 どうにゅう こんご てきせつ じょうほう そうだんばしょ じんそく とうたつ いちげんてきそうごう
 を導入しましたが、今後はより適切な情報や相談場所に迅速に到達できるよう、一元的総合
 まどぐち かいせつおよ たぶれっと つうやくし すてむ どうにゅう む けんとう ひつよう
 窓口の開設及びタブレットによる通訳システムの導入に向けた検討が必要となります。

もくひょう あんしん あんぜん だれ おも 目標 2 安心と安全 ～誰もがふるさとと思えるまちづくり～

じゅうてんき とく 【重点的な取り組み】

- がいこくじんぼうさいりーだー いくせい ちいき ぼうさいかつどう さんかそくしん
 ・外国人防災リーダーの育成など地域の防災活動への参加促進
- がいこくじん こ かてい こみゆ にけーしょん しえんきょうか
 ・外国人の子どもやその家庭のコミュニケーション支援強化

ひょうか かだい <評価・課題>

にほんご りかい こんなん がいこくじん たい さいがいはっせいじ さいがい ひさいしゃ せいかつし
 日本語の理解が困難な外国人に対し、災害発生時における災害そのものや被災者の生活支
 えん きしょう かん じょうほうていきょう もくてき さいがいじ たげんごじょうほうせんたー せっち うんえい かん
 援、気象に関する情報提供を目的として「災害時多言語情報センターの設置・運営に関する
 きょうてい こうかしこくさいこうりゅうきょうかい あいだ ていけつ こんごせんたー とく ひろ しゅうち
 協定」を甲賀市国際交流協会との間で締結しました。今後はセンターの取り組みを広く周知
 するための方法や、多言語による情報発信方法を検討する必要があります。また、災害に備
 えん へいじ てまえこうざとう さら けいはつかつどう ひつよう
 え、平時より出前講座等での更なる啓発活動が必要です。

もくひょう さんかく ごうりゆう はっけん ごうりゆう かつやく ふいーるど
目標3 参画と交流 ～発見がいっぱいの 交流と活躍のフィールドづくり～

じゅうてんてき と く
【重点的な取り組み】

- ・まちづくり審議会等への外国人の参画の推進
- ・身近な地域で気軽に多言語で交流ができる「おしゃべりカフェ（仮称）」の拠点づくり検討

ひょうか かだい
<評価・課題>

がいこくじん いけん ようぼう せっきよくてき しせい はんえい たぶん かきょうせいすいしんいんかい
外国人の意見や要望を積極的に市政に反映させるため、多文化共生推進委員会をはじめと
した各種委員会への外国人の登用を推進しました。今後は、委員等への登用以外にも、外国人
しみん いけん ひろ はんえい しく けんとう ひつよう
市民の意見を広く反映させるための仕組みの検討が必要です。

また、多言語で交流できる拠点づくりとして「おしゃべりカフェ」の拡充を検討するとと
もに、新たな日本語教室の開設に向け、指導者やボランティアとなる人材の確保や育成が必
よう
要となります。

もくひょう こくさいか ごろーばるしみん いくせい
目標4 「ひと」の国際化 ～ちがいがわかる グローバル市民の育成～

じゅうてんてき と く
【重点的な取り組み】

- ・グローバル市民人材バンク（仮称）開設の検討

ひょうか かだい
<評価・課題>

こくさいごうりゆうきょうかい かくしゅだんたい れんけい はか たぶん かきょうせい すいしん じんざい はっくつ かくほ つと
国際交流協会や各種団体との連携を図り、多文化共生を推進する人材の発掘・確保に努め
ました。今後も、地域や各種団体など各分野の担い手となる「キーパーソン」の発掘や、外国人
こみゆにてい れんけい さら じんざい かくほ すす ひつよう
コミュニティとの連携などにより、更なる人材の確保を進めていく必要があります。

もくひょう
目標5 「まち」の国際化 ～甲賀市ならではのネットワークをめざして～

じゅうてんてき と く
【重点的な取り組み】

- しみんかつどうだんたい いくせい ネットワークきょうか
・市民活動団体の育成・ネットワーク強化

ひょうか かだい
<評価・課題>

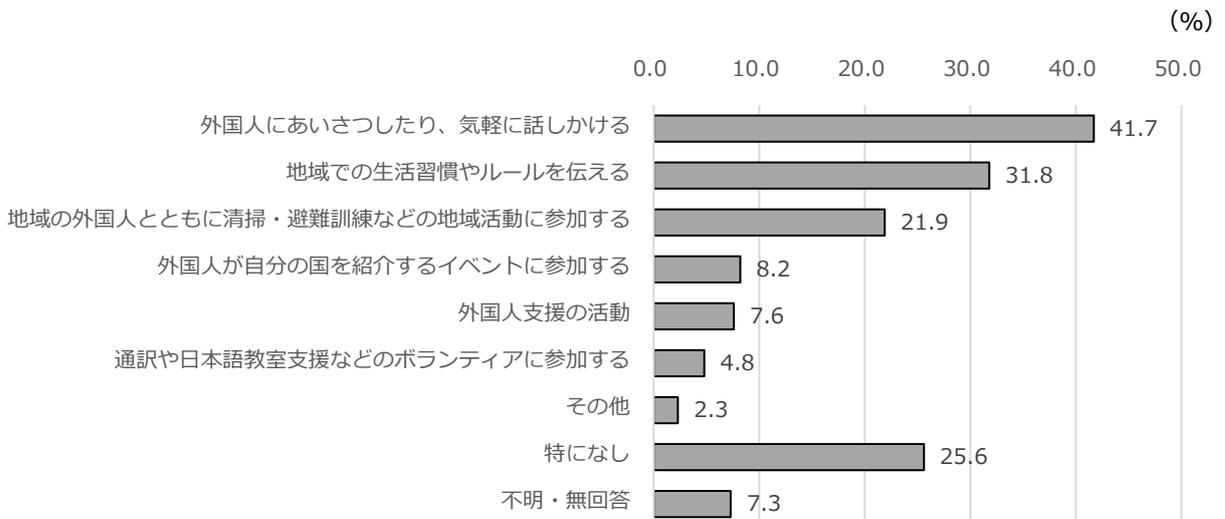
たぶんかりがい こうじょう はか しみんだんたい しまいとし こうりゆうかつどう ちゅうがくせいこくさいこうりゆう
多文化理解の向上を図るため、市民団体による姉妹都市との交流活動や、中学生国際交流
じぎょう じっし しえん こんご こくさいこうりゆうじぎょうさんかしゃ ネットワーク かつよう ほんし
事業の実施を支援しました。今後は国際交流事業参加者のネットワークを活用し、本市の
しょうらい こくさいこうりゆう にな じんざい いくせい つと こくさいこうりゆうきょうかい かくしゆ
将来の国際交流を担う人材の育成に努めるとともに、国際交流協会をはじめとする各種
だんたい れんけい はか たぶんかきょうせい りかい いしき む と く すす
団体と連携を図りながら、多文化共生への理解・意識づくりに向けた取り組みを進めていく
ひつよう
必要があります。

3 甲賀市市政に関する意識調査から見える課題

市内在住の18歳以上の男女3,000人を対象に行った市政に関する意識調査において、多文化共生に関する市民の考えや意見を聞きました。有効回答数は1,184件、有効回答率は39.5%でした。

◆ 調査概要	
・ 調査地域	甲賀市全域
・ 調査対象	市内在住の18歳以上の男女3,000人
・ 調査方法	郵送による配布・回収またはインターネット回答
・ 調査時期	令和元年（2019年）7月17日～令和元年（2019年）7月31日
・ 有効回答数	1,186件
・ 有効回答率	39.5%

問1. 多文化共生のまちづくりを推進するために、あなたは何かができますか。（複数選択回答）



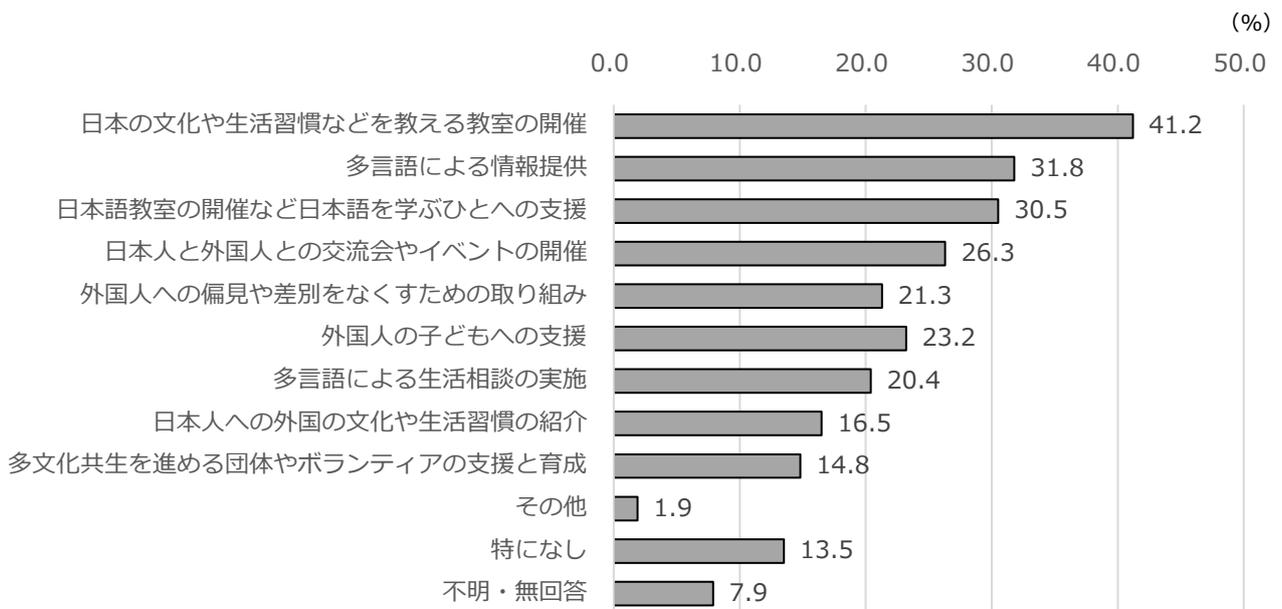
(令和元年7月 甲賀市市政に関する意識調査)

とくちょう かだい
○特徴と課題

たぶん かきょうせい すいしん のためにできることについては、がいこくじん がいこくじん にあひさつしたり、きがる はな きがる はな 「気軽に話しかける」が41.7%で最も多く、次いで「ちいき せいかつしゅうかん ちいき せいかつしゅうかん 地域での生活習慣やルールを伝える」が31.8%と続いており、がいこくじん がいこくじん 外国人との交流や、じょうほう ていぎょう じょうほう ていぎょう 情報提供の必要性に関する回答がなくなっています。

これらの結果により、にほんじん がいこくじん にほんじん がいこくじん とが気軽に話し合い、こうりゅう こうりゅう 交流が図れる環境づくりが必要であることがわかります。また、「特になし」との回答が25.6%と多く見られることから、かくしゅけいはつかつどう かくしゅけいはつかつどう 各種啓発活動を通じ、たぶん かきょうせい じつげん たぶん かきょうせい 社会の実現に向けた意識の醸成を図ることが必要であると考えられます。

とい たぶん かきょうせい すいしん し ちから い
問2. 多文化共生のまちづくりを推進するために、市はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(複数選択回答)



れいわがねん がつ こうかしせい かん いしきちようさ
(令和元年7月 甲賀市市政に関する意識調査)

とくちょう かだい
○特徴と課題

たぶん かきょうせい すいしん し ちから い のために市が力を入れるべきことについては、「にほん ぶんか せいかつしゅうかん にほん ぶんか せいかつしゅうかん 日本文化や生活習慣などを教える教室の開催」が41.2%で最も多く、次いで「たげんご じょうほう ていぎょう たげんご じょうほう ていぎょう 多言語による情報提供」が31.8%、「にほんご きょうしつ にほんご きょうしつ 日本語教室の開催など日本語を学ぶひとへの支援」が30.5%、「にほんじん がいこくじん こうりゅうかい いべん と かいさい にほんじん がいこくじん こうりゅうかい いべん と かいさい 日本人と外国人との交流会やイベントの開催」が26.3%と続いています。

これらの結果により、けつこ こんご ぶんか しゅうかん ことばとう がくしゅうきかい じゅうじつ けつこ こんご ぶんか しゅうかん ことばとう がくしゅうきかい じゅうじつ 今後、文化や習慣・言葉等の学習機会の充実や、多言語による情報提供、にほんじん がいこくじん とち かつどう ちいき ひつよう にほんじん がいこくじん とち かつどう ちいき ひつよう 日本人と外国人とが共に活動できる地域づくりが必要であることがわかります。

さんこう し が け ん た ぶ ん か き ょ う せ い あ ん け - と け っ か
 (参考) 滋賀県における多文化共生についてのアンケート結果

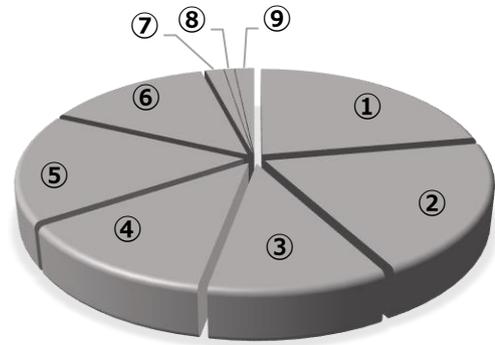
し が け ん け ん せ い も に た - に ん た い し ょ う け ん せ い がいこくじん きょうせい い けん がいこくじん かか
 滋賀県では県政モニター399人を対象に、県民の外国人との共生についての意見や外国人との関
 わりの現状についてアンケートを行いました。回答数は348人、回収率は87.2%でした。

と い に ほ ん じ ん じ ゅ う け ん がいこくじんじゅうみん と ち あ ん し ん く かつ や く ち い き し ゃ か い
**問. 日本人住民と外国人住民が共に安心して暮らせ、活躍できる地域社会にしてい
 くために、日本人住民は何をすべきと思いますか。**

項目	割合 (%)
①外国人に対する差別意識をもたないようにする	53.2
②外国の言葉や文化、習慣を学ぶ	47.4
③日本語や日本文化の多様性を日本人が自ら知る努力をする	25.9
④日本語や日本文化を外国人に教える	30.5
⑤日本で生活するルールを守るように外国人住民に呼びかける	39.1
⑥地域住民との交流や地域の活動に外国人住民の参加を呼びかける	33.3
⑦特にすることは無い	3.7
⑧わからない	2.0
⑨その他	4.0

れ い わ が ん ね ん が つ た ぶ ん か き ょ う せ い あ ん け - と
 令和元年6月 多文化共生についてのアンケート

に ほ ん じ ん じ ゅ う け ん
 <日本人住民がすべきこと>

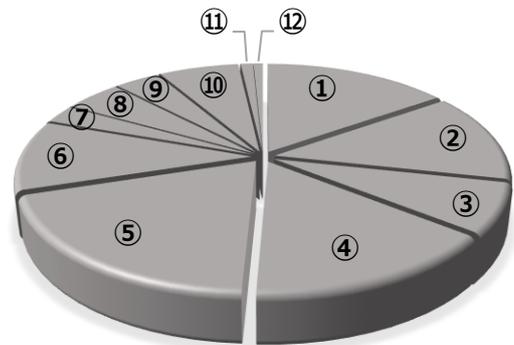


と い に ほ ん じ ん じ ゅ う け ん がいこくじんじゅうみん と ち あ ん し ん く かつ や く ち い き し ゃ か い
**問. 日本人住民と外国人住民が共に安心して暮らせ、活躍できる地域社会にしてい
 くために、
 けん し ま ち ち ら ら い き ょ う せ い と り く み ち ら ら い お ち
 県や市町などの行政は、どのような取組に力を入れるべきと思いますか。**

項目	割合 (%)
①日本人住民と外国人住民との交流の場をつくる	39.1
②日本人住民と外国人住民双方に対し、多文化共生に関する意識啓発や国際理解を促進する	33.9
③外国人住民が地域社会に積極的に参画するように促す	18.7
④外国人住民に対する相談体制や情報提供を充実する	38.5
⑤外国人住民に対し、日本の生活のルールや習慣、文化の違いなどについて周知する	49.7
⑥外国人住民に対し、日本語の学習支援をする	26.7
⑦外国人住民に対し、外国語の学習支援をする	6.9
⑧企業に対し、労働環境の改善や意識啓発を促す	12.1
⑨外国人住民に対する保健・医療・福祉分野の施策を充実させる	9.5
⑩外国人住民の子どもに対する教育を充実させる	17.0
⑪特にない	2.6
⑫その他	2.0

れ い わ が ん ね ん が つ た ぶ ん か き ょ う せ い あ ん け - と
 令和元年6月 多文化共生についてのアンケート

けん し ま ち ち ら ら い
 <県・市町が力を入れるべきこと>



第2章 基本理念と目標

基本理念は前計画を引き継ぐものとし、本計画のテーマや基本目標を以下のように掲げます。

1 基本理念

日本人も外国人も、市民がお互いの文化や生活習慣などにふれ、理解しあいながら、国際感覚を養い、市民や企業、団体、行政が一体となって誰もがまちづくりに参画し、共に築き持続的に発展するまちを目指します。

お互いの違いや良さを認め合い、ともに新しい市民文化を創造するまちづくり

2 本計画のテーマ

人口減少と少子高齢化とが急速に進展する一方、甲賀市の外国人人口は増加の傾向をたどっており、本市が日本人だけでなく外国人にとっても「住み続けたいまち」となり、また、外国人が本市を構成する一員として地域で活躍できるようになることが、将来に向けた持続可能なまちづくりを目指すうえで必要です。

今後は、従来からの支援の取り組みと併せ、外国人が人生のどのステージにおいても安心して暮らすことができるような切れ目のない支援を行うことで、外国人と日本人とが共に支え合って暮らせる多文化共生社会を実現することを目的として、テーマを次のように掲げます。

住み続けたい 支えあい 共に生きるまちづくり

けいかく たいけい
3 計画の体系

基本理念 きほんりねん	お互いの違いや良さを認め合い、ともに新しい市民文化を創造するまちづくり たが ちが よ みと あ たら しみんぶんか そうぞう
----------------	--

基本テーマ きほんてーま	住み続けたい 支えあい 共に生きるまちづくり す つづ ささ とも い
-----------------	--

基本目標 きほんもくひょう	施策の方向 しさく ほうこう	取り組む内容 と く ないよう
------------------	-------------------	--------------------



4 基本目標と取り組み内容

ほんけいかく め ざ しさく ほうこうせい しめ もくひょう かが
 本計画において目指すべき施策の方向性を示すものとして、3つの目標を掲げます。

1

地域におけるコミュニケーションの充実

こんごよそう がいこくじんしみん そうか たこくせきか たげんごたいおう にほんごきょういく じゅうようせい
 今後予想される外国人市民の増加や多国籍化により、多言語対応や日本語教育の重要性はさらに
 ま かんが がいこくじんしみん せいかつ ひつよう こみゆにけーしょんしえん
 増してくるものと考えられます。外国人市民が生活していくうえで必要なコミュニケーション支援
 おこな ぎょうせいじょうほう せいかつじょうほう ひつよう じょうほう たげんご にほんご ていきよう
 を行うとともに、行政情報や生活情報など、必要な情報を多言語や「やさしい日本語」で提供し
 がいこくじん おお そーしゃる ネットワーキング サービス りよう せいかつじょうほう
 たり、外国人の多くがSNS（ソーシャル・ネットワークング・サービス）を利用して生活情報の
 しゅうしゅう おこな そうてい たいおう すいしん
 収集を行うことを想定した対応も推進します。

○施策の方向

- (1) ニーズに合わせた日本語学習機会の提供
- (2) 多言語による情報伝達手段の確立

○到達目標

- ・外国人市民のニーズに合わせた日本語学習の機会が提供されている。
- ・日本語教室を担う指導者やボランティアが育成されている。
- ・外国人市民が必要な情報にアクセスしやすい環境が整っている。

《成果指標》

しひょう 指標	げんきょう 現況	もくひょう 目標
かくちいき にほんごがくしゅうきかい ていきよう 各地域で日本語学習機会の提供 (日本語教室等)	かしょ 2箇所	かしょ 6箇所
にほんごぼらんていあ かくほ 日本語ボランティアの確保	にん 20人	にん 40人
いちげんてきそうだんまどぐち せっち 一元的相談窓口の設置	みせっち 未設置	せっち 設置

(1) ニーズに合わせた日本語学習機会の提供

<現状と課題>

言葉の問題により外国人市民が地域でのコミュニケーションを図れないことや、生活に必要な知識や情報を得られないことがあります。外国人市民が、地域社会の構成員として共に生活していくためには、日本語でのコミュニケーションを図ることができるよう日本語の習得に努めるとともに、日本の文化や慣習などについて理解を深めることが必要です。

現在、外国人の日本語習得への支援として、ボランティアによる日本語教室を実施していますが、受講希望者の急激な増加やボランティアの不足などの課題があります。日本語教室は、外国人市民の日本語学習などの支援はもとより、外国人市民にとっての交流を深める機会であり、安心できる居場所や生活に必要な情報を収集する場でもあることから、外国人市民の増加に合わせ、新たな日本語教室の開設や、教室を担うボランティアの育成が求められています。

<基本的な考え方>

外国人市民のニーズに合わせた新たな日本語教室の開設など、市民団体や企業と連携を図りながら日本語教育の取り組みを進めるとともに、その教室を担うボランティアの発掘・育成を行います。

<施策・取り組み>

施策	事業名	所管課
<p>①日本語学習機会の提供</p> <p>市民団体や企業と連携を図りながら、外国人市民の生活環境やニーズに合った日本語学習の機会を提供します。</p>	国際化推進事業	政策推進課
<p>②日本語指導者（ボランティア）の育成</p> <p>外国人市民の日本語習得の機会を増やすため、日本語教室の指導者やボランティアの育成を図ります。また、養成講座を通じて多文化共生に対する理解を広げます。</p>	国際化推進事業	政策推進課

<p>にほんごきょうしつくわいはくちいき かいしやう ③日本語教室空白地域の解消</p> <p>にほんごきょうしつ かいせつ ちいき にほんごがくしゅうかんきやう 日本語教室が開設されていない地域の日本語学習環境を</p> <p>せいび がいこくじん せいかつ ひつやう にほんご しゅうとく 整備することで、外国人が生活に必要な日本語を習得し、</p> <p>にちじやうてき ぼめん つか にほんご ていどりかい 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができ</p> <p>きるようにします。</p>	<p>こくさいかすいしんじぎやう 国際化推進事業</p>	<p>せいさくすいしんか 政策推進課</p>
---	----------------------------------	----------------------------

(2) 多言語による情報伝達手段の確立

<現状と課題>

ことば せいど ちが ちしきふそく だ かた そうおん せいかつる ー る まな ー かん とらぶ
言葉や制度の違いによる知識不足が、ごみの出し方や騒音などの生活ルールやマナーに関するトラブルを生じさせています。今後は、言語二語の多様化が予想されることから、多言語や「やさしい日本語」による適切な情報提供に加え、外国人の多くが生活情報の収集に利用するSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の活用を検討するなど、外国人が日本での生活ルールを学べる環境づくりを行う必要があります。

<基本的な考え方>

がいこくじん にほん せいかつ なか にほんごのうりやく ふじゅうぶん えんかつ いし そつう はか
外国人が日本において生活していく中で、日本語能力が不十分なことから、円滑な意思疎通が図れず

さまざま ぼめん ししやう ししやう う な たげんご じやうほう さーびす ていきやうおよ そうだん
に様々な場面において支障が生じ得ることの無いよう、多言語による情報やサービスの提供及び相談

たいせい じゅうじつ はか
体制の充実を図ります。

<施策・取り組み>

しやく 施策	じぎやうめい 事業名	しよかんか 所管課
<p>かくしじやうほう たげんごか ①各種情報の多言語化</p> <p>がいこくじんしんみん ひつやう じやうほう にゅうしゆ さまざま 外国人市民にとって必要な情報が入手できるよう、様々な</p> <p>ばいたい しゆだん かつやう たげんご じやうほうていきやう つと 媒体や手段を活用しながら、多言語による情報提供に努める</p> <p>ととも に ていきやう ないやう じゅうじつ はか とともに、提供する内容の充実を図ります。</p>	<p>こくさいかすいしんじぎやうとう 国際化推進事業等</p>	<p>かんけいかくか 関係各課</p>
<p>そうだんまどぐち いちげんか ②相談窓口の一元化</p> <p>がいこくじんしんみん てきせつ じんそく さーびす う 外国人市民が適切・迅速なサービスを受けることができるよ</p> <p>う、情報提供及び相談を多言語で行う一元的相談窓口の</p> <p>せっち すいしん 設置を推進します。</p>	<p>がいこくじんそうだんじぎやう 外国人相談事業</p> <p>こくさいかすいしんじぎやう 国際化推進事業</p>	<p>せいかつかんきやうか 生活環境課</p> <p>せいさくすいしんか 政策推進課</p>

<p>たげんご そろだんたいせい じゅうじつ ③多言語による相談体制の充実</p> <p>まどぐち つうやく はいち こそだ きょういく ほけん ふくし 窓口への通訳の配置など、子育てや教育、保健・福祉など</p> <p>こうはん そろだん たげんご たいおう たいせい せいび の広範な相談に多言語で対応できる体制を整備します。</p>	<p>がいこくじんそろだんじぎょうとう 外国人相談事業等</p>	<p>かんけいかくか 関係各課</p>
<p>にほんご そーしゃる ネットワーキ ④「やさしい日本語」やSNS（ソーシャル・ネットワーキ ング・サービス）の活用</p> <p>じょうほうていきょう しゅだん がいこくじん りかい 情報提供の手段として、外国人にも理解しやすい「やさ しい日本語」や、SNSの活用を図ります。</p>	<p>こくさいかすいしんじぎょう 国際化推進事業</p>	<p>せいさくすいしんか 政策推進課</p>

さんこう せいかつ ぼうさいじょうほう しゅうしゅうほうほう
(参考) 生活・防災情報の収集方法

がいこくじん にほん せいかつじょうほう しゅうしゅう へんこう せいかつこうりゅうふえすた
外国人がどのようにして日本での生活情報などを収集しているのか、国際交流フェスタ2019
を訪れた外国人約100名にアンケートを行いました。

せいかつじょうほう わりあい もっと たか つ
生活情報については「YouTube」の割合が35.2%と最も高く、次いで「Facebook」が26.4%、
「Google」が22.0%と続いています。ネット媒体の利用が多いことがわかることから、今後は情報
ていきょう しゅだん せっきよくてき かつよう けんとう ひつよう
提供の手段としてSNSの積極的な活用を検討する必要があります。

ぼうさいじょうほう てれび もっと たか つ
また、防災情報については、「テレビ」が37.4%と最も高く、次いで「Facebook」が28.6%と
つづ せいかつじょうほう しゅうしゅう りよう すく てれび こうかしほーむぺーじ りよう
続いています。生活情報の収集では利用の少なかった「テレビ」や「甲賀市ホームページ」が利用
されており、正確な情報を信頼性の高い媒体から得ていることがわかります。

りようひんど たか ばいたい
<利用頻度の高い媒体>

	せいかつじょうほう 生活情報	ぼうさいじょうほう 防災情報
1	YouTube (35.2%)	てれび テレビ (37.4%)
2	Facebook (26.4%)	Facebook (28.6%)
3	Google (22.0%)	こうかしほーむぺーじ 甲賀市ホームページ (11.0%)
4	ゆうじん 友人 (8.8%)	Google (9.9%)
5	てれび テレビ (3.3%)	YouTube (5.5%)

こくさいこうりゅうふえすた
国際交流フェスタ2019より

2

安心して暮らせるまちづくりの推進

外国人市民は、そのライフステージにおいて日本人と同様の課題を抱える一方、「ことばの壁」などによる外国人特有の課題を抱えています。永住化・定住化する外国人が増えると予想される中、外国人のライフステージ全般を見渡し、各分野の連携した取り組みによる継続した支援を行うことで、外国人が日本人と同様に公共サービスを受容し安心して生活することができる環境整備を行います。

○施策の方向

- (1) ライフステージに合わせた切れ目のない支援
- (2) 災害時に安心できる体制の構築

○到達目標

- ・ライフステージの各場面に合わせて「子育て」や「教育」、「介護」など切れ目のないサービスが提供され、本市が外国人にとって安心して暮らせるまちとなっている。

《成果指標》

指標	現況	目標
高等学校への進学率	82.4%	90.0%
就労のための研修機会の提供	年0回	年1回
災害時多言語情報センター 設置・運営訓練	年間1回	年間2回 (他市町との広域訓練含む)

(1) ライフステージに合わせた切れ目のない支援

<現状と課題>

滞在の長期化・定住化の進展に伴い、外国人市民はその人生の各ステージにおいて日本人と同様の課題を抱える一方で、言葉や制度の違いなどによる外国人特有の課題も抱えているなど、それらの課題は複雑多岐にわたっており、多国籍化、多様化する社会の変化に対応するためにも、「教育」や「介護」、「防災」など、制度の壁を越えた互恵的な支援の仕組みづくりが求められています。

多文化共生の社会づくりに向け、外国人市民が将来にわたって本市で安心した生活を続けられるように、行政のみならず、企業や各種団体との連携により生活全般にわたる切れ目のない支援が必要です。

<基本的な考え方>

ライフステージに応じて、「子育て」や「教育」、「労働環境」、「介護」など様々なテーマがあり、また、各年代を通じて「医療」や「防災」などの共通したテーマがあります。それぞれを個別の施策として考えるのではなく、継続した支援の観点から多文化共生の取り組みを進めます。

<施策・取り組み>

	施策	事業名	所管課
乳幼児期	<p>①母子保健対策事業と母語支援の実施</p> <p>母子健康手帳の交付や訪問指導、乳幼児健診などの基本的な情報について、外国人保護者に提供するとともに、通訳を介し指導や健診などを適切に実施します。</p> <p>また、外国人園児とその保護者がスムーズな園生活を送ることができるよう、母語支援員を園に配置して通訳等の対応を行います。</p>	<p>子育て世代包括支援事業</p> <p>母子保健活動事業</p> <p>母語支援事業</p>	<p>すこやか支援課</p> <p>保育幼稚園課</p>
子ども期	<p>②公立学校における受け入れ体制の整備</p> <p>外国人の子ども就学実態を把握し、教育の機会を確保するとともに、日本語指導や学校生活への適応指導の充実に努めます。また、就学に課題を抱える子どもとその保護者に対し、関係部局や団体が連携して就学意識・意欲を高める働きかけを行います。</p>	<p>母語支援事業</p>	<p>がっこうきょういっか学校教育課</p>

<p>青年期</p>	<p>③進路指導の充実 将来を見通し、その意欲と能力に応じた進路指導が提供されるよう、日本語指導の充実やキャリア教育をはじめとした包括的な支援を行います。</p>	<p>母語支援事業 チャレンジウィーク事業</p>	<p>学校教育課</p>
<p>成人期</p>	<p>④就労のための環境整備 外国人雇用に関する企業のニーズ把握に努めるとともに、ハローワークなどの関係機関との連携や相談窓口の充実を図ります。また、外国人が日本で働く上での長期的なビジョンを持てるよう情報提供を行い、就労の促進を図ります。</p>	<p>就労相談事業 国際化推進事業</p>	<p>商工労政課 政策推進課</p>
<p>老年期</p>	<p>⑤介護保険制度の周知 外国人市民が介護保険制度の情報に容易にアクセスでき、そのサービス内容や施設利用等について理解できるよう、介護通訳の実施を検討するとともに制度の周知を充実させます。</p>	<p>介護保険事業</p>	<p>長寿福祉課</p>

(2) 災害時に安心できる体制の構築

<現状と課題>

外国人市民は、防災や災害についての知識や認識が不足していたり、地域とのつながりが希薄な場合は、防災訓練に参加する機会が少ないことが考えられます。また、災害時には、必要な情報を入手できずに様々な困難に直面することも予想されることから、平時より防災知識の普及・啓発や、多言語による災害時の情報提供など、外国人市民を対象とした災害対策が求められます。一方、今後は、地域防災の強化のため、外国人市民自身が被災者を支援する「共助」の視点を加え、啓発や地域の防災訓練を行うことが必要となります。

<基本的な考え方>

甲賀市国際交流協会などの関係団体と連携し、多言語により防災情報を提供するなど平時から防災に関する基本的な知識の普及・啓発を推進します。また、外国人市民の防災訓練への参加を促進し、防災意識を高めたり、災害に対する不安を解消したりすることに努めます。

し さ く と く
<施策・取り組み>

し さ く 施策	じ ぎ ょ う め い 事業名	し ょ か ん か 所管課
<p>さいがいじ たげんごじょうほう せん た ー きのうきようか ①災害時多言語情報センターの機能強化</p> <p>こうかしこくさいごうりゅうきょうかい ていけつ さいがいじ たげんごじょうほう 甲賀市国際交流協会と締結している「災害時多言語情報 せん た ー せつち ろんえい かん きょうてい ごんご きょうかい センターの設置・運営に関する協定」について、今後も協会と のさらなるれんけい くんれん まに ゆ ある せいび かさ えんかつ のさらなる連携により訓練やマニュアルの整備を重ね、円滑な がいこくじんしえん そな 外国人支援ができるよう備えます。</p>	<p>こくさいかすいしんじぎょう 国際化推進事業</p> <p>さいがいたいさくじぎょう 災害対策事業</p>	<p>せいさくすいしんか 政策推進課</p> <p>き き かんりか 危機管理課</p>
<p>さいがいじ たいおう じんざい かくほおよ いくせい ②災害時に対応できる人材の確保及び育成</p> <p>さいがいじ がいこくじんしみんじしん ひさいしゃ しえん にな て かつやく 災害時に外国人市民自身が被災者を支援する担い手として活躍 できるよ う、がいこくじんりーだー じんざい はつくつ つうやくぼらん ティアの育成に取り組めます。</p>	<p>こくさいかすいしんじぎょう 国際化推進事業</p>	<p>せいさくすいしんか 政策推進課</p>
<p>ぼうさいいしき けいはつ ③防災意識の啓発</p> <p>ぼうさい たい いしき こうじょう はか たげんご けいはつぶつ 防災に対する意識の向上を図るため、多言語による啓発物や さいがいじ やくだ じょうほう ていきょう おこな ちいき ぼうさいくんれん 災害時に役立つ情報の提供を行い、また、地域の防災訓練な どへのさんかそくしん はか ごへの参加促進を図ります。</p>	<p>こくさいかすいしんじぎょう 国際化推進事業</p> <p>さいがいたいさくじぎょう 災害対策事業</p>	<p>せいさくすいしんか 政策推進課</p> <p>き き かんりか 危機管理課</p>

互いに支え合う多文化共生のまちづくり

外国人との共生社会を実現するためには、外国人との共生の必要性や意義について市民の幅広い理解が必要です。外国人を孤立させることなく、本市を構成する一員として受け入れ、外国人を含む全ての人が互いの人権を尊重し、支え合う共生社会の実現を図るために、多文化共生への理解及び意識づくりに努めます。

○施策の方向

(1) 多文化共生に関する啓発の推進

(2) 多様性を活かした地域づくり

○到達目標

- ・市民一人ひとりが多文化共生への意識を持って行動している。
- ・日本人と外国人とが交流し、多文化共生を推進する環境が整っている。

《成果指標》

指標	現況	目標
多文化理解のための研修会実施	年間4回	年間6回
出前講座等による啓発回数	年間12回	年間20回

(1) 多文化共生に関する意識啓発

<現状と課題>

本市においては様々な文化的背景を持った外国人市民が増加しており、お互いの良さや違いを認め合い、尊重し合うことが求められています。しかしながら、地域では、言語や文化、習慣等の違いやコミュニケーション不足などから、誤解や意見の相違によるトラブルが生じたり、外国人市民が地域社会にとけ込めず孤立していることもあります。

地域社会の中で暮らす外国人について理解を深め、多文化共生社会を実現するために、日常的に身近な場所で交流できる環境づくりが必要となります。また、継続して啓発活動を行い、日本人と外国人とが共に多文化共生に対する理解を高めていくことが求められます。

<基本的な考え方>

地域社会における多文化共生の実現に向けた意識啓発に取り組むほか、多様な背景を持つ人々が互いに支え合い、共に地域の担い手となって活躍できる環境整備に取り組みます。

また、東京オリンピック・パラリンピックにおける「共生社会ホストタウン」への登録を契機とし、国籍や障害の有無、文化の違いなどに関わらず、あらゆる人々がお互いの人権を尊重しあう共生社会の実現を目指します。

<施策・取り組み>

施策	じぎょうめい 事業名	しよかんか 所管課
<p>①多文化共生の意識づくりに向けた啓発の推進</p> <p>各種啓発活動を通じて、外国人との共生の必要性や意義について日本人市民の幅広い理解を促し、地域社会全体で日本人と外国人とがお互いに人権が尊重できるまちづくりを進めます。</p>	<p>こくさいかすいしんじぎょうどう 国際化推進事業等</p>	<p>かんけいかくか 関係各課</p>
<p>②国際教育の推進</p> <p>日本人市民と外国人市民との交流などを通じ、地域住民の異文化理解を深め、地域の多文化共生を進めます。</p> <p>※国際教育…国際社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するための教育</p>	<p>こくさいこうりゅうじぎょう 国際交流事業</p>	<p>せいさくすいしんか 政策推進課</p>

(2) 多様性を活かした地域づくり

<現状と課題>

日本人市民は、外国人を同じ地域で暮らす仲間として受け入れるとともに、外国の文化や生活習慣などを理解する努力も必要となります。その一方で、外国人市民は地域の構成員として、積極的に地域活動に参画し、日本人との交流を図るなど、地域社会をともに築く努力が必要です。

しかし、外国人市民は地縁組織の認識が薄く、区や自治会等へ加入するのではなく、身近な外国人同士のネットワーク内で生活している場合も多いため、区や自治会などの役割について外国人市民の理解を得ることや参加促進が課題となっています。また、市民は外国人市民と接する機会が増えたものの、外国人とのコミュニケーションに不慣れであることなどから、地域における外国人市民との交流も十分進んでいないのが現状です。

外国人を「支援される側」として捉えた従来の見方を超えて、外国人の持つ多様性を活かし、その地域でお互いの顔が見える関係づくりを進めていく必要があります。

<基本的な考え方>

日本人と外国人とが交流する場を創出することで多文化共生意識の醸成を図るとともに、外国人市民の自立を促進して地域で主体的に活躍できるよう、キーパーソンとなる人物や外国人コミュニティとの連携を図ります。

<施策・取り組み>

施策	じぎょうめい 事業名	しょかんか 所管課
<p>①国際交流事業への支援</p> <p>市民一人ひとりが多文化共生意識の醸成を図り、地域における異文化理解に繋げていくため、海外の姉妹都市との交流事業を実施します。</p>	<p>国際交流事業</p> <p>中学生国際交流事業</p>	<p>政策推進課</p> <p>学校教育課</p>
<p>②多文化共生ネットワークの構築</p> <p>キーパーソンとなる外国人市民と連携し、外国人への情報提供や現状・ニーズ把握等を行い、多文化共生社会に向けたネットワークの構築を図ります。</p>	<p>国際化推進事業</p>	<p>政策推進課</p>

<p>がいこくじんしゅみん　ちいきかつどう　さんかくそくしん ③外国人市民の地域活動への参画促進</p> <p>がいこくじんしゅみん　いげん　はんえい　たようせい　きやうじゆ　ちいき 外国人市民の意見が反映され、多様性を享受できる地域づくり すいしん　がいこくじんしゅみん　こりつ　たが　たす　あ　かんけい を推進し、外国人市民が孤立せずにお互いが助け合える関係の 構築を図ります。</p>	<p>こくさいかすいしんじぎやう 国際化推進事業</p>	<p>せいさくすいしんか 政策推進課</p>
--	--	------------------------------------

こうかしたぶんかきょうせいしんいんかimeiぼ れいわがんねんど
1 甲賀市多文化共生推進委員会名簿 (令和元年度)

	やく しょく 役 職	し めい 氏 名	しょ ぞく とう 所 属 等
1	いいんちよう 委員長	はまだ まり 浜田 麻里	きょうときょういくだいがく きょうじゆ 京都教育大学 教授
2	ふくいんちよう 副委員長	のぐち きよみ 野口 喜代美	こうかしこくさいこうりゆうきょうかい ふくかいちよう 甲賀市国際交流協会 副会長
3	いいん 委員	いちおか やすひこ 市岡 泰彦	こうかしじんけんきょういくすいしんきょうぎかい かいちよう 甲賀市人権教育推進協議会 会長
4	いいん 委員	うえはら じゃんかるろ 上原 ジャンカルロ	こうかしこくさいこうりゆうきょうかい りじ 甲賀市国際交流協会 理事
5	いいん 委員	おおかわら よしこ 大河原 佳子	こうかしこくさいこうりゆうきょうかい じむきょくちよう 甲賀市国際交流協会 事務局 長
6	いいん 委員	せき じゆんいちろう 関 純一郎	みなくちちようみんせいいいんじどういいんきょうぎかい かいちよう 水口町民生委員児童委員協議会 会長
7	いいん 委員	そだ れい 曾田 玲	こうかしこくさいこうりゆうきょうかい りじ 甲賀市国際交流協会 理事
8	いいん 委員	たかい えりか 高井 エリカ	ほごしえんいん 母語支援員
9	いいん 委員	やまもと めぐみ 山本 恵美	つうやく ほんやくぎょう 通訳、翻訳業
10	いいん 委員	わたなべ あきお 渡辺 朗夫	こうかしこうぎょうかい かいちよう 甲賀市工業会 会長

いいん ごじゅうおんじゆん
(委員は五十音順)

2 甲賀市多文化共生推進庁内チーム委員（令和元年度）

	しょぞくとう 所属等	
1	そうごうせいさくぶ 総合政策部	ききかんりか 危機管理課
2		ひしょこうほうか 秘書広報課
3	そうむぶ 総務部	じんじか 人事課
4		ぜいむか 税務課
5	しみんかんきょうぶ 市民環境部	しみんか 市民課
6		ほけんねんきんか 保険年金課
7		せいかつかんきょうか 生活環境課
8		じんけんすいしんか 人権推進課
9	けんこうふくしぶ 健康福祉部	ふくしりょうせいさくか 福祉医療政策課
10		すこやかしえんか すこやか支援課
11		せいかつしえんか 生活支援課
12		ちやうじゆふくしか 長寿福祉課
13	せいさくぶ こども政策部	ほいくようちえんか 保育幼稚園課
14	さんぎょうけいざいぶ 産業経済部	しょうこうろうせいか 商工労政課
15		かんこうきかくすいしんか 観光企画推進課
16		のうぎょうしんこうか 農業振興課
17	けんせつぶ 建設部	じゅうたくけんちくか 住宅建築課
18	きょういくいんかいじむきょく 教育委員会事務局	がっこうきょういくか 学校教育課
19		しゃかいきょういくすぽーつか 社会教育スポーツ課
たんとら 担当	そうごうせいさくぶ 総合政策部	せいさくすいしんか 政策推進課

3 関係団体一覧

	かんけいきかん だんたいめい 関係機関、団体名	しょざいち 所在地
1	こうかしこくさいこうりゅうきょうかい 甲賀市国際交流協会	こうかし 甲賀市
2	こうかししゃかいふくしきょうぎかい 甲賀市社会福祉協議会	こうかし 甲賀市
3	こうかしじんけんすいしんきょうぎかい 甲賀市人権推進協議会	こうかし 甲賀市
4	こうかしこうぎょうかい 甲賀市工業会	こうかし 甲賀市
5	こうかこうきょうしよくぎょうあんていじょ はろーわーくこうか 甲賀公共職業安定所（ハローワーク甲賀）	こうかし 甲賀市
6	しがけん そうごうきかくぶ こくさいか 滋賀県 総合企画部 国際課	おおつし 大津市
7	こうえきざいだんほうじん し が け ん こくさいきょうかい 公益財団法人 滋賀県国際協会	おおつし 大津市
8	ぶんかちょう こくごか 文化庁 国語課	とうきょうと 東京都
9	いっばんざいだんほうじん にほんこくさいきょうりょくせんたー 一般財団法人 日本国際協力センター	とうきょうと 東京都
10	どくりつぎょうせいほうじんこくさいきょうりょくきこう かんさいこくさいせんたー 独立行政法人国際協力機構 関西国際センター	ひょうごけん 兵庫県
11	いっばんざいだんほうじん じちたいこくさいかきょうかい し が け ん し ぶ 一般財団法人 自治体国際化協会 滋賀県支部	おおつし 大津市

だい じ こう かし た ぶん かきょうせいすいしんけいかく
第2次甲賀市多文化共生推進計画

す つづ き さき あ とも い
住み続けたい 支え合い 共に生きるまちづくり

れいわ ねん がつ
令和2年5月

はつごう こう かし そうごうせいさくぶ せいさくすいしんか
発行 甲賀市 総合政策部 政策推進課

し が けん こう かし みなくち ちようみなくち ばんち
〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

TEL 0748-69-2116 FAX 0748-63-4554
